

(別表 1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3年 1月13日作成)

|         |  |    |                     |
|---------|--|----|---------------------|
| 法令名     | 沿岸漁場整備開発法  |    |                     |
| 根拠条項    | 第8条第1項   |    |                     |
| 許認可等の種類 | 特定水産動物育成事業の実施に当たっての認可  |    |                     |
| 法令の定め   | <p>第八条 漁業協同組合等は、特定水産動物育成事業を実施しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2 (省略 申請書に添えて、都道府県知事に提出する事項)</p> <p>第九条 (省略 組合員等の同意)</p> <p>第十条 (省略 特定水産動物育成事業に係る意見の聴取)</p> <p>第十一条 都道府県知事は、第八条第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をしなければならない。</p> <p>一 基本計画(第七条の二第二項第一号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。)の内容に適合するものであること。</p> <p>二 その申請に係る育成水面の区域及び育成水面利用規則が当該特定水産動物の育成(当該申請に係る特定水産動物育成事業においてその種苗の放流を行う場合にあつては、放流を含む。)を行うために適切なものであること。</p> <p>三 その申請に係る育成水面の区域及び育成水面利用規則が当該都道府県の区域に属する沿岸漁場の総合的な利用の見地からみて適切なものであること。</p> <p>四 その申請に係る育成水面の区域及び育成水面利用規則を定める手続が法令又は定款若しくは規約に違反しないものであること。</p> <p>五 その申請に係る育成水面の区域の全部又は一部が既に定められた育成水面の区域又は水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第十四条に規定する保護水面の区域で当該特定水産動物に係るものの全部又は一部と重複しないものであること。</p> |    |                     |
| 審査基準    | 法令の定めのとおり。   |    |                     |
| 標準処理期間  | 総期間  | 60 | 日・月(注: 休日は含まない。)    |
|         | 経由機関   |    | 日・月( )              |
|         | 協議機関   | 30 | 日・月(北海道連合海区漁業調整委員会) |
|         | 処分機関   | 30 | 日・月( )              |
| 処分担当課   | 水産林務部水産局水産振興課栽培振興係 (電話番号: 28-261)  |    |                     |
| 申請先     | 同上   |    |                     |
| 問い合わせ先  | 同上   |    |                     |
| 備考      | (公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm</a> )  |    |                     |

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3年 1月13日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 沿岸漁場整備開発法   |
| 根拠条項    | 第12条第1項   |
| 許認可等の種類 | 育成水面の区域、規則の変更の認可  |
| 法令の定め   | <p>第十二条 第八条第一項の認可を受けた漁業協同組合等（以下「認可組合等」という。）は、その育成水面の区域又は育成水面利用規則を変更するには、都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、その変更が農林水産省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。</p> <p>2 認可組合等は、特定水産動物育成事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 第九条の規定は育成水面の区域又は育成水面利用規則を変更する場合について、前二条の規定は第一項の認可について、それぞれ準用する。</p> |
| 審査基準    | 法令の定めのとおり。  |
| 標準処理期間  | 総期間 60日・月（注：休日は含まない。）<br>経由機関 日・月（ ）<br>協議機関 30日・月（北海道連合海区漁業調整委員会）<br>処分機関 30日・月（ ）   |
| 処分担当課   | 水産林務部水産局水産振興課栽培振興係（電話番号：28-261）   |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | （公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm</a> ）   |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3年 1月13日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 沿岸漁場整備開発法   |
| 根拠条項    | 第15条第1項   |
| 許認可等の種類 | 放流効果実証事業を実施する者の認可   |
| 法令の定め   | <p>第十五条 都道府県知事は、第七条の二第三項の規定により基本計画において放流効果実証事業に関し同項に掲げる事項を定めたときは、その管轄に属する水面において水産動物の種苗の放流を行おうとする者で次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、当該都道府県に一を限つて、当該都道府県において放流効果実証事業を実施する者として指定することができる。</p> <p>一 申請者が放流効果実証事業の実施を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であること。</p> <p>二 申請者が放流効果実証事業を適正かつ確実に実施することができると認められる者であること。</p> <p>三 申請者が第二十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。</p> |
| 審査基準    | 法令の定めのとおり。  |
| 標準処理期間  | 総期間 30回・月(注: 休日は含まない。 )<br>経由機関 日・月( )<br>協議機関 日・月( )<br>処分機関 30回・月( )  |
| 処分担当課   | 水産林務部水産局水産振興課栽培振興係 (電話番号: 28-261)   |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | (公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm</a> )   |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3年 1月13日作成)

|         |  |
|---------|--|
| 法令名     | 沿岸漁場整備開発法  |
| 根拠条項    | 第17条第1項  |
| 許認可等の種類 | 指定法人の業務実施計画の認可   |
| 法令の定め   | <p>第十七条 指定法人は、その定めるところに従い前条の業務を実施するための計画（以下「業務実施計画」という。）を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2 業務実施計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 放流効果実証事業の対象とする水産動物の種類</p> <p>二 前号の種類ごとの水産動物の種苗の放流場所、放流時期、放流数量その他の放流の実施に関する事項</p> <p>三 前条第二号から第四号までに掲げる業務の実施に関する事項</p> <p>3 指定法人は、第一項の認可を受けようとするときは、その申請に係る業務実施計画の定めるところに従い実証しようとする前条第二号の経済効果に関する資料その他の農林水産省令で定める書類を申請書に添えて都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>第十八条（省略 業務実施計画に係る意見の聴取）</p> <p>第十九条（省略 業務実施計画の認可の基準）</p> |
| 審査基準    | 法令の定めのとおり。   |
| 標準処理期間  | 総期間 60日・月（注：休日は含まない。）<br>経由機関 日・月（ ）<br>協議機関 30日・月（北海道連合海区漁業調整委員会）<br>処分機関 30日・月（ ）  |
| 処分担当課   | 水産林務部水産局水産振興課栽培振興係（電話番号：28-261）  |
| 申請先     | 同上   |
| 問い合わせ先  | 同上   |
| 備考      | （公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm</a> ）  |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3年 1月13日作成)

|         |  |
|---------|--|
| 法令名     | 沿岸漁場整備開発法  |
| 根拠条項    | 第20条第1項  |
| 許認可等の種類 | 業務実施計画の変更の認可   |
| 法令の定め   | 第二十条 指定法人は、その業務実施計画を変更するには、都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、その変更が農林水産省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。<br>2 第十七条第三項、第十八条及び前条の規定は、前項の認可について準用する。 |
| 審査基準    | 法令の定めのとおり。   |
| 標準処理期間  | 総期間 60日・月 (注: 休日は含まない。 )<br>経由機関 日・月 ( )<br>協議機関 30日・月 (北海道連合海区漁業調整委員会)<br>処分機関 30日・月 ( )  |
| 処分担当課   | 水産林務部水産局水産振興課栽培振興係 (電話番号: 28-261)  |
| 申請先     | 同上   |
| 問い合わせ先  | 同上   |
| 備考      | (公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm</a> )        |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3年 1月13日作成)

|         |   |
|---------|---|
| 法令名     | 持続的養殖生産確保法  |
| 根拠条項    | 第4条第1項  |
| 許認可等の種類 | 漁場改善計画の認定   |
| 法令の定め   | <p>第四条 漁業協同組合その他の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第二項に規定する区画漁業権（これを目的とする入漁権を含む。）を有する者（以下「漁業協同組合等」という。）は、基本方針に基づいて持続的な養殖生産の確保を図るため、単独又は共同で養殖漁場の改善に関する計画（以下「漁場改善計画」という。）を作成し、当該漁場改善計画が適当である旨の都道府県知事（漁場改善計画の対象となる水域が二以上の都道府県知事の管轄に属する場合にあっては、当該水域を最も広くその管轄する水域を含む都道府県知事。ただし、当該漁場改善計画の対象となる水域に漁業法第百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う養殖漁場が含まれる場合にあっては、農林水産大臣。以下この条及び次条において同じ。）の認定を受けることができる。</p> <p>2 （省略 計画において定める事項）</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>一 漁場改善計画の内容が基本方針に適合するものであること。</p> <p>二 漁場改善計画の内容が前項第二号に掲げる目標を確実に達成するために適切であること。</p> <p>三 漁場改善計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。</p> |
| 審査基準    | 法令の定めのとおり。  |
| 標準処理期間  | 総期間 25日・月（注：休日は含まない。）<br>経由機関 日・月（ ）<br>協議機関 日・月（ ）<br>処分機関 25日・月（ ）  |
| 処分担当課   | 水産林務部水産局水産振興課栽培振興係（電話番号：28-263）   |
| 申請先     | 同上  |
| 問い合わせ先  | 同上  |
| 備考      | （公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm</a> ）   |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3年 1月13日作成)

|         |  |
|---------|--|
| 法令名     | 持続的養殖生産確保法   |
| 根拠条項    | 第5条第1項   |
| 許認可等の種類 | 漁場改善計画の変更等の認定  |
| 法令の定め   | <p>第五条 前条第一項の認定を受けた漁業協同組合等(以下「認定漁業協同組合等」という。)は、当該認定に係る漁場改善計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。</p> <p>3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。</p> |
| 審査基準    | 法令の定めのとおり。   |
| 標準処理期間  | 総期間 25日・月(注: 休日は含まない。 )<br>経由機関 日・月 ( )<br>協議機関 日・月 ( )<br>処分機関 25日・月 ( )  |
| 処分担当課   | 水産林務部水産局水産振興課栽培振興係 (電話番号: 28-263)  |
| 申請先     | 同上   |
| 問い合わせ先  | 同上   |
| 備考      | (公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm</a> )                  |